送付先を変更する際の注意事項について

原則、新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）は住民票の住所地へ送付します。特段の事情があり、住民票の住所地以外への送付を希望する場合は、郵送または窓口にて「新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）送付先変更届」をご提出ください。

◇届出先及び届出の方法について

必要書類を下記の提出先にご提出ください。窓口へ直接持参いただくか郵送での提出が可能です。

【必要書類】

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）送付先変更届

(2) 届出人及び接種対象者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写し

【提出先】

〒196-0015

東京都昭島市昭和町４－７－１

昭島市保健福祉センター健康課

◇送付先を変更する上での注意事項

・接種券（クーポン券）の誤送付等の防止のため、接種対象者や届出人を厳格に確認する必要があります。お手数ですが、本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）の写しを所定の位置へ必ず貼り付けてください。

・変更届に不備があった場合は、届出を受けることはできません。不備があった場合は、ご連絡をさせていただきます。

・当該届出は、新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）に関連する書類のみの変更となります。

・変更届の内容をもとに、送付先の変更の可否を判断します。ご提出いただいた場合でも変更できないことがありますのでご了承ください。

・送付先の変更に伴い不利益が生じた場合、昭島市では責任を負いかねます。

【送付先】

〒196-0015

東京都昭島市昭和町４－７－１

昭島市保健福祉センター健康課

電話番号：042-544-5126